

令和5年5月16日

あきさぽ保育園保育園 保護者各位

あきさぽ保育園
園長 新谷 裕美子

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に罹患した際の取扱いについて

日頃より、あきさぽ保育園の運営にご理解・ご協力を頂き、ありがとうございます。
令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に見直されたことに伴い、府中町における保育園等における取扱いは次のとおりとなります。

1 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合について

(1) 登園の目安

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態を指します。

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
発症	5日間					登園可能	登園
				症状軽快	1日		
発症	5日間					登園可能	登園可能
					症状軽快	1日	

(2) 新型コロナウイルス感染症

登園を再開する際、保護者の新型コロナウイルス感染症登園届が必要になります。

「新型コロナウイルス感染症登園届」はかかりつけ医の判断に基づき、保護者の方による記載をお願いいたします。

※検査陰性証明書は不要です。

注意：新型コロナウイルス感染症とインフルエンザでは、登園の目安が異なりますので
お気をつけください。

今後も健康管理にご協力いただきますよう、お願いいたします。
尚、ご不明な点がございましたら園までお問合せください。

【問合せ：あきさぽ保育園 ☎82-569-7307】